

八幡市告示第 34 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定により、令和 4 年度八幡市一般廃棄物処理実施計画を策定したので、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

八幡市長 堀 口 文 昭

## 一般廃棄物処理実施計画

### 1 一般廃棄物の排出の状況

#### (1) 計画区域

八幡市全域とする。

#### (2) 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(3) 一般廃棄物の処理状況

一般廃棄物の種類		処 理 量	合 計
家庭系ごみ	可燃ごみ	11,466 t/年	20,723.9 t/年
	不燃ごみ	2,481 t/年	
	動物の死体	1.9 t/年	
	小 計	13,948.9 t/年	
事業系ごみ	可燃ごみ	3,671 t/年	
	不燃ごみ	196 t/年	
	小 計	3,867 t/年	
資源物	容器包装廃棄物	1,126 t/年	
	剪定枝(家庭系)	3 t/年	
	剪定枝(事業系)	77 t/年	
	廃乾電池	5 t/年	
	魚 腸 骨	131 t/年	
	食 品 残 渣	41 t/年	
	廃パソコン	0 t/年	
	小型家電	8 t/年	
	古紙類	1,515 t/年	
	ペットボトルキャップ	1 t/年	
	廃蛍光管	1 t/年	
	廃食用油	5,691 t/年	
	小 計	2,908 t/年	
し 尿		720 Kt/年	2,629 Kt/年
浄化槽汚泥		1,909 Kt/年	

※容器包装廃棄物：缶・ビン・紙パック・ペットボトル・発泡食品トレイ類の資源物

※廃食用油は小計及び合計に含まれない

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種類		収集処理区分	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
				処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ		可燃ごみ	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	焼却処理	城南衛生管理組合・大阪湾広域臨海環境整備センター	有効利用・埋立処分
		不燃ごみ(スプレー缶を含む)	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却処理	城南衛生管理組合・大阪湾広域臨海環境整備センター・(財)宇治廃棄物処理公社	埋立処分
		動物の死体	市(直営)排出者	城南衛生管理組合	焼却処理	城南衛生管理組合	埋立処分
資源物	容器包装廃棄物	缶類	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		ビン類	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		紙パック	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		ペットボトル	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	選別処理	民間業者	資源化
		発泡食品トレー類	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
	その他資源物	段ボール古紙・古布	自治会等	民間業者		民間業者	資源化
		廃乾電池	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	選別処理	城南衛生管理組合	資源化
		剪定枝	市(直営)排出者	城南衛生管理組合	資源化(チップ化物)	民間業者・住民	引渡・配布
		廃家電製品	市(直営)排出者	家電製品協会・指定引取場所		再資源化施設	資源化
		家庭用廃パソコン	排出者	再資源化施設・城南衛生管理組合		再資源化施設	資源化
		廃食用油	市(直営・委託)排出者	民間業者		民間業者	資源化
し尿		衛管(委託)	城南衛生管理組合	前処理・希釈	城南衛生管理組合・大阪湾広域臨海環境整備センター	埋立処分・下水道排水	
浄化槽汚泥		衛管(許可業者)					

家庭から排出されるごみは、現行の5種12分類収集により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては分別区分への適正排出の厳守及び可燃ごみ、不燃ごみの透明袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類		収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者 排出者	城南衛生管理組合	焼却処理	城南衛生管理組合・大阪湾広域臨海環境整備センター	有効利用・埋立処分
	不燃ごみ	排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却処理	城南衛生管理組合・大阪湾広域臨海環境整備センター・(財)宇治廃棄物処理公社	埋立処分
資源物	剪定枝	排出者	城南衛生管理組合	資源化 (チップ化物)	民間業者・住民	引取・配布
	魚腸骨	指定業者	京都市魚アラ中継施設委託業者	資源化 (魚粉、魚油)	京都市魚アラ中継施設委託業者	売却
	食品残渣	許可業者	民間業者	資源化 (堆肥化)	民間業者	売却・配布

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。自らが処理できない場合には、排出者自らが運搬し、又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して収集運搬し、城南衛生管理組合の処理施設で処理をするものとする。

3 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア収集運搬計画

(ア) 収集区域

八幡市全域

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方式

(単位：t/年)

区分	一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方式
家庭系 ごみ	可燃ごみ	11,466	週2回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式
	不燃ごみ	2,481	隔週1回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式
	缶・ビン・ペットボトル 紙パック・プラスチック 製容器包装	1,126	隔週1回 月2回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式 回収カゴ及び網袋によるステーション方式
	剪定枝 (資源物)	3	必要のつど	指定の形状にしたものを自己搬入
	廃乾電池 (資源物)	5	週1回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式
	動物の死体	1.9	必要のつど	申込制各戸収集方式及び事務所持込(有料) ※飼い主不明のものは無料
	廃パソコン	0	必要のつど	不法投棄分のみ
	小型家電	8	必要のつど	回収ボックスによるステーション方式
	古紙類	1,515	必要のつど	補助金制度による集団収集
	ペットボトルキャップ	1	必要のつど	容器包装リサイクル法に基づく分別収集
	廃蛍光管	1	必要のつど	回収カゴによるステーション方式
	廃食用油	5,691(0)	月2回	回収カゴによるステーション方式
計	16,607.9	廃食用油を除く		
事業系 ごみ	可燃ごみ	3,671	必要のつど	許可業者による事業所別収集方式又は自己搬入
	不燃ごみ	196	必要のつど	許可業者による事業所別収集方式又は自己搬入
	剪定枝 (資源物)	77	必要のつど	指定の形状にしたものを自己搬入
	魚腸骨 (資源物)	131	必要のつど	再生利用業指定業者
	食品残渣 (資源物)	41	必要のつど	許可業者による事業所別収集方式
	計	4,116		

イ 排出抑制・資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

1 家庭から排出される一般廃棄物（家庭系ごみ）

区分	事業名	事業内容
キャンペーン・イベント等	環境まつり	環境をテーマにしたイベントを城南衛生管理組合及び構成3市3町主催で実施している。
	まちかどのごみゼロの日運動	市域全体で、市民参加の清掃活動を実施する。
出版物による啓発	ごみの分け方・出し方	ごみの分別や出す方法を説明したチラシを全戸配布している。
	広報やわた「ごみ減量特集記事」	広報紙を活用し、ごみ減量・リサイクル推進等を啓発・情報提供している。
	やわた事典	ごみと資源物に関する情報を全戸配布している。
リサイクル教育の推進	社会科副読本「わたしたちの八幡」	小学校3年から4年生を対象とした副読本にごみの話を提供している。
リサイクル情報の提供等	リサイクル情報コーナー	家庭で不用となった家電製品や衣類等のリユースを推進するため、生活情報センターに不用品情報を交換する場を設置している。
	八幡市ホームページ	ホームページ内の「ごみ・リサイクル・環境」コーナーにごみ減量に役立つ情報を幅広く提供する。
その他	出前講座	市民の団体やグループ等の学習会に出向き意見交換を行う。
	再生資源化奨励金	集団回収する自治会等の団体に対して回収量に応じた奨励金を交付し、ごみ減量化を図るとともにリサイクルを推進する。

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系ごみ）

区分	事業名	事業内容
出版物による啓発	事業系ごみ排出の手引き	事業系ごみの種別と分別・リサイクルの方法について、解説指導を行う。

(イ) 資源化の方法及び量

1 排出前の資源化量

項目 種類		処理主体	収集区域 の範囲	収集回数	方 法	収集量 (t/年)	搬入先
容器包装 廃棄物	缶類	直営・委託	市内全域	2回/月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	102	城南衛生管理組合
	びん類	直営・委託	市内全域	2回/月		317	城南衛生管理組合
	紙パック	直営・委託	市内全域	2回/月		26	城南衛生管理組合
	ペットボトル	直営・委託	市内全域	2回/月		160	城南衛生管理組合
	プラスチック製容器包装	直営	市内全域	2~3回/月		521	城南衛生管理組合
小 計						1,126	
その 他 資 源 ご み	段ボール・古紙・古着類	集団回収	当該地域	随 時	民間業者と回収契約を行い、市に補助金交付申請を行った自治会等 に対する報償金制度(4円/kg)	1,515	古紙再生業者
	生ごみ	各世帯	—	—	既存の生ごみ堆肥化機器等による	0	自家処理
	廃乾電池	直営	集合住宅地域	1回/月	市役所内でストック後城南衛生管理組合へ搬入	5	城南衛生管理組合
			その他の地域	1回/週			
	魚アラ	指定	市内全域	随 時	各業者が京都市魚あらりサイクルセンターに搬入	131	京都市魚あら中継施設
	食品残渣(事業系のみ)	許可業者	市内全域	随 時	民間許可業者が市内飲食店等から排出される食品残渣の収集	41	再資源化施設
	剪定枝	直営・排出者	市内全域	随 時	—	80	城南衛生管理組合
	廃家電製品	直営・排出者	市内全域	随 時	不法投棄されたものを市が回収して再資源化施設へ引渡	-	再資源化施設
	家庭系廃パソコン	直営	市内全域	随 時	資源有効利用促進法に基づく(不法投棄分のみ)	0 kg	リサイクル業者回収
	小型家電	直営	公共施設	1回/週	小型家電リサイクル法に基づき契約先認定事業者へ引渡	8	業者リサイクル施設
廃食用油	直営・団体	協力地域	1回/月	拠点に排出された廃食用油を回収保管したものを民間業者へ売渡	5,691 ℓ	業者リサイクル施設	
小 計						1,780	(廃食用油・廃パソコン除く)
合 計						2,906	

## 2 処理施設の概要

### ・中間処理施設

処理主体	城南衛生管理組合	
施設名称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
公称能力	120t/日×2基	115t/日
形式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
備考	焼却施設 発電出力 4,900kW	焼却施設 発電出力 2,110kW

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	小動物専焼炉
所在地	城陽市富野長谷山1-270
公称能力	100kg/2H(最大)
形式	台車付直上再燃焼式
備考	焼却施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270
公称能力	60t/日・5H
形式	二軸低速回転式 縦型高速回転式
備考	破碎施設

### ・資源化施設

処理主体	城南衛生管理組合	
施設名称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公称能力	46t/日・5H	17t/日・5H
形式	—	—
備考	資源化施設	資源化施設

### ・中継施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	沢中継場
所在地	八幡市八幡沢1番地
処理能力	32t/H
型式	プレート式カワニシパック
備考	中継施設



・最終処分場

処理主体	城南衛生管理組合	宇治廃棄物処理公社
施設名称	グリーンヒル三郷山	廃棄物埋立処分地
所在地	久世郡久御山町佐古梶石 1-3	宇治市池の尾仙郷山 6 番地 2
全体容積	200,000 m <sup>3</sup>	1,171,156 m <sup>3</sup>
残余量	89,900 m <sup>3</sup>	—
埋立方式	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
備考	埋立施設	埋立施設

処理主体	大阪湾広域臨海環境整備センター
施設名	大阪沖埋立処分場
所在地	大阪市此花区北港緑地地先
面積	95 ha
埋立容量	1,400 万 m <sup>3</sup>
埋立方式	サンドドレーン工法
備考	埋立施設

(ウ) 収集しない一般廃棄物の概要

1 収集しない一般廃棄物

排出禁止物	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条第1項に規定する一般廃棄物
適正処理困難物	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第9条第1項に規定する一般廃棄物
一時多量ごみ	転居等に伴い発生する一時的に多量に出るごみ

## 2 収集しない一般廃棄物の処理方法

区 分	処 理 方 法
排出禁止物	排出者が自ら処理するか、又は専門処理業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引き取りを依頼する。
	【特定家庭用機器再商品化法（以下家電リサイクル法という。）対象機器】 家電リサイクル法対象機器の処理方法については3によるものとする。
	【パーソナルコンピュータ（以下パソコンという。）】 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき再資源化する。 使用済みパソコンは、製造メーカーに回収を申し込む。メーカー不明の場合は、有限責任中間法人パソコン3R推進センターに回収を申し込む。 不法投棄されたものは、市が回収して再資源化施設で処理する。
適正処理困難物	排出者が自ら処理するか、又は専門処理業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者が自ら処理するか、又は排出者が自ら市指定の処理施設に搬入するか若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼し、城南衛生管理組合の処理施設で処理を行うものとする。

## 3 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が購入した小売業者へ引き取りを依頼するか、又は買い替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、若しくは排出者自らが製造メーカー指定引取場所へ搬入するか、又は市に引き取り依頼し、資源化を図るものとする。

### 市内から市外に搬出される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区分	収集・運搬主体	搬入先
市内から排出される 家電対象機器	排出者 小売業者 市	指定引取場所等

### (エ) 他市町村からの一般廃棄物受け入れ

他市町村からの再資源化のため、廃プラスチック類の選別・圧縮・梱包のための受け入れを図る。

(2) し尿・汚泥処理実施計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 収集区域

八幡市全域とする。

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(単位：k l / 年)

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方法
し尿	720	1回 / 20日 (概ね)	個別収集
浄化槽汚泥	1,909	—	—

イ 中間処理計画

(ア) 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(単位：k l / 年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量
		城南衛生管理組合クリーンピア沢
し尿	城南衛生管理組合委託業者	720
浄化槽汚泥	城南衛生管理組合許可業者	1,909

(イ) 処理施設の概要

・し尿処理施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	クリーンピア沢
所在地	京都府八幡市八幡沢1番地
公称能力	—
処理方式	前処理＋希釈
備考	八幡市公共下水道（京都府洛南浄化センター）排水を行う。

・最終処分場

処理主体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター
施設名称	グリーンヒル三郷山	大阪沖埋立処分場
所在地	久世郡久御山町佐古梶石1-3	大阪市此花区北港緑地地先
全体容積	200,000 m <sup>3</sup>	1,400万 m <sup>3</sup>
残余量	89,900 m <sup>3</sup>	—
埋立方式	サンドイッチ工法	サンドドレーン工法
備考	埋立施設	埋立施設